

未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成26年12月

基幹統計名	地方公務員給与実態調査
実施府省・部局名	総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。
作成の方法	①対象団体に対し、電子調査票を配付の上、対象団体の人事・給与担当課において対象となる全職員の給与データを入力。 ②総務省給与能率推進室においてデータを精査し、独立行政法人統計センターにおいて集計作業を行い、統計を作成。
統計体系の見直し、調査の沿革	本調査は、昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている。（昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年）
最終改正以降の見直し検討状況等	集計内容に特段の変更なし。
調査の根拠法令	基幹統計の根拠法令は以下のとおり 統計法（平成19年法律第53号） 地方公務員給与実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）
調査の体系等	本調査は、5年ごとに、対象となる全職員の個別の給与データを調査し、地方公務員給与の実態を把握しているものであるが、このほかに、本調査と同時実施の附帯調査及び本調査の中間年に実施されている補充調査がある。 これらは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき実施される業務統計
調査の対象（報告者数）	調査の対象団体は都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む。）、特定地方独立行政法人 調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員 対象者数は、平成25年4月1日現在、2,756,186人。
有効回収率（うちオンライン回収率）	100%（うちオンライン回収（電子メール提出）100%）
抽出方法	悉皆調査
調査事項	調査事項は以下のとおり。 所属する地方公共団体の名称、所属する公署の名称、氏名及び性別、生年月日及び年齢、学歴、資格及び免許、経験月数、職種、職務、職務上の地位、給与の支出される会計の別、採用時における前歴の有無、採用年月、給料月額、諸手当の月額、年間給与の額、その他上記項目の関連事項

調査の時期	調査年の4月1日現在
調査の系統・方法	【都道府県及び指定都市】 総務省－都道府県・指定都市 【市区町村、一部事務組合等】 総務省－都道府県－市区町村、一部事務組合等
公表状況	『地方公務員給与の実態』刊行とホームページ掲載を行っている。
使用している統計基準・定義等の提供	公表様式の用語解説 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k_system/wording_h25.html)
推計・集計の方法	－
実績精度（全国）	－
利活用事例	○ 地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイレス指数の基礎資料。 ○ 地方財政計画（地方交付税法第7条）作成の基礎資料。 ○ その他、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、地方公務員の給与に大きな関心が持たれている現状においては、広範に資料として用いられている。
二次利用等の状況	
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	これまで調査内容等に関する諮問は無い。 平成26年1月31日（府統委第10号）は基幹統計の名称変更であり、今後の課題は無い。
その他（長期時系列統計からみた推移等）	－

地方公務員給与実態調査の概要

	基幹統計調査	附帯調査	補充調査
調査の目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。		
調査の沿革	昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている。 (昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年)		昭和37年4月1日以降の基幹統計年を除く各年に実施されている。
調査の根拠法令	○統計法（平成19年法律第53号）第9条 ○地方公務員猶予実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4	
調査の対象	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む）、特定地方独立行政法人における特別職及び一般職の職員	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む）、特定地方独立行政法人	
調査事項	職員個人別の調査（悉皆調査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する地方公共団体の名称 ・ 所属する公署の名称 ・ 氏名及び性別 ・ 生年月日及び年齢 ・ 学歴、資格及び免許 ・ 経験月数 ・ 職種 ・ 職務 ・ 職務上の地位 ・ 給与の支出される会計の別 ・ 採用時における前歴の有無 ・ 採用年月 ・ 給料月額 ・ 諸手当の月額 ・ 年間給与の額 ・ その他上記項目の関連事項 	団体別の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数に関する調 ・ 部門別職員数に関する調 ・ 職種別、年齢別職員数に関する調 ・ 初任給基準に関する調 ・ 職種別職員数及び給与額に関する調 ・ 経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調 ・ 年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調 ・ 年齢別、学歴別職員数及び給与月額に関する調 ・ 職員区分別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調 ・ 退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調 ・ 特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調 ・ 給料表別、級号給別職員数及び給料月額に関する調（附表） <p>※附帯調査では、上記項目のうち基幹統計で内容が得られる調を除く。 ※調査対象団体により調査項目が異なる。</p>	

地方自治法

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項 に規定する事務を分担管理する大臣たる

内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項 に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章に

おいて同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務

に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項

について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告を

するため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するた

め必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機

関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求

めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の

都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な

助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。